47201

沖縄県

那覇市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
国際物流拠点産業集積地域の区域内における新設 1,000（対象事業の用に供する機械装置等） 10,000(建物等)	―	事業所税のうち、資産割の課税標準床面積で当該事業所床面積を2分の1として計算	事業所税	5年間
観光地形成促進地域の区域内における新増設 県知事の認定及び主務大臣の確認が必要。 1,000(対象施設の用に供する機械・装置、家屋、構築物)	―	課税免除(固定資産税)	当該対象施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地にかかる固定資産税	最大5年間(措置実施期間内に限る)
情報通信産業振興地域の区域内における新増設 県知事の認定及び主務大臣の確認が必要。 1,000(事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産) 100（機械及び装置並びに器具及び備品）	―	課税免除(固定資産税)	当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地にかかる固定資産税	最大5年間(措置実施期間内に限る)
産業イノベーション促進地域の区域内における新増設 県知事の認定及び主務大臣の確認が必要。 1,000(製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備) 100（機械及び装置並びに器具及び備	―	課税免除(固定資産税)	当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物	最大5年間(措置実施期間内に限る)

品）			の敷地である土地にかかる固定資産税	
国際物流拠点産業集積地域の区域内における新増設 県知事の認定及び主務大臣の確認が必要。 1,000（国際物流拠点産業の用に供する設備） 100 （機械及び装置）	―	課税免除（固定資産税）	当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である機械及び装置若しくは家屋又は当該家屋の敷地である土地にかかる固定資産税	最大5年間（措置実施期間内に限る）
観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設（※）に係る事業所で R7 年 3 月 31 日までに新設されたもの ※要件 ○スポーツ又はレクリエーション施設や教養文化施設等の家屋または構築物 ○家屋又は構築物を構成する減価償却資産の取得価格の合計額が 1 億円を超えるもの ○割合　床面積は家屋の 1/2 以上 構築物は取得価格の 1/2 以上	―	当該事業所床面積の 2 分の 1 を控除し、税額（資産割）を算出する	事業所税	当該事業所が新設された日から5年間
情報通信産業振興地域において設置される情報通信産業又は情報通信技術利用事業の施設（※）に係る事業所で R7年3月31日までに新設されたもの ※要件 ○対象施設に設置される機械装置等の所得価格の合計額が 1,000 万円以上 ○対象施設に係る建物と付属設備の取得価格の合計額が 1 億円以上	―	当該事業所床面積の 2 分の 1 を控除し、税額（資産割）を算出する	事業所税	当該施設の事業所が新設された日から5年間
産業イノベーション促進地域において設置される製造業等又は産業高度化・事	―	当該事業所床面積の 2 分の 1	事業所税	当該施設の事業所が新設され

業革新促進事業の施設(※)に係る事業所で R7 年 3 月 31 日までに新設されたもの ※要件 ○沖縄振興特別措置法に掲げる業種に属する事業 ○対象施設に設置される機械装置等の所得価格の合計額が 1,000 万円以上 ○対象施設に係る建物と付属設備の取得価格の合計額が 1 億円以上		を控除し、税額(資産割)を算出する		た日から5年間
国際物流拠点産業集積地域において設置される国際物流拠点産業の施設(※)に係る事業所で R7 年 3 月 31 日までに新設されたもの ※要件 ○対象施設に設置される機械装置等の所得価格の合計額が 1,000 万円以上 ○対象施設に係る建物と付属設備の取得価格の合計額が 1 億円以上	―	当該事業所床面積の 2 分の 1 を控除し、税額(資産割)を算出する	事業所税	当該施設の事業所が新設された日から5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱	H12.4	【対象業種】 以下①～②の産業で先進的な取組を展開している事業者及び③に該当する事業者。 ①先導的情報通信関連産業(ソフトウェア開発、情報システム開発、ソフトウェア作成、ゲーム制作、ウェブコンテンツ制作、デジタルコンテンツ制作等) ②先導的な取組を展開している産業(バイオ、半導体等)(農水資源・微生物を用いた機能性食品や化粧品開発、バイオ医薬品、医療材料開発、医療診断技術の研究開発、研究用試薬の開発、遺伝子・タンパク質の研究開発・解析サービス、ペロブスカイト等) ③その他、広域的もしくは新たなコンテンツの取組を展開している産業(新技術の開発、革新的サービス提供等)	
		【対象条件】 (1)賃借型助成金	【助成額】 (1)賃借型助成金

		・那覇市内に事業所を新設または移転して6か月以上、かつ那覇市内で3年以上の立地が見込まれること ・申請時に那覇市民を1人以上雇用していること ・賃料・光熱水費等の固定費が発生していること ・補助後3年間程度事業の報告への対応が可能であること (2)建設型助成金 ・新たな建設(新設又は増設)または建物購入により、本市内に事務所等を立地していること ・申請時に那覇市民を1人以上雇用していること	1企業当たり 100 万円を限度額とし、事務所等の月額支払賃料(共益費等、消費税を除く。)の2分の1に相当する額。最大 12 か月分とする。また、国及び地方公共団体から公益性の有する支援を受けている事務所等、及び独占性・排他性が認められない事務所等(レンタルオフィス等)は、助成対象外とする。 (2)建設型助成金 建設により立地したものについては、建設した事務所等に係る家屋固定資産税額を助成し、購入により施設を取得したものについては、家屋固定資産税額の2分の 1 を助成する。ただし、建設・購入のうちいずれの場合も 200 万円を限度額とする。

47205

沖縄県

宜野湾市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　1,000 ①観光地形成促進地域 ②産業イノベーション促進地域 ③情報通信産業振興地域 ④国際物流拠点産業集積地域 (②産業イノベーション促進地域及び③情報通信産業振興地域の場合、機械・装置並びに器具・備品は、取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの。) (④国際物流拠点産業集積地域の場合、機械及び装置は、取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの。)	―	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
宜野湾市企業立地支援事業（空き物件活用）補助金交付要綱 ※補助期間は各支援内容により異なります。	R７．４	①　１年以上の賃貸借契約を結ぶもの ②　市内の空き物件で事業所を新設等（設置後２年以内）した事業者であること ③　賃貸人と賃借人が同一人、２親等以内の親族、生計を一にする親族でないこと又は雇用関係にないこと ④　過去に同一事業所で同補助金の交付を受けていないこと ⑤　国や県等から同様の補助金等の交付を受けていない者で、かつ、受ける予定もない者であること ⑥　市税等の滞納がないこと ⑦　法令に違反又は公序良俗に反するおそれがないもの ⑧　風俗営業等の規制及び業務の適正化	空き物件賃料（家賃）補助 ①　賃貸借契約に基づく事務所の賃借料（敷金、礼金、保証金、権利金、共益費その他これらに類する経費を除く） ②　補助対象経費の２分の１以内とし、月額 30 万円を限度とする（最大６か月） 空き物件リフォーム補助 ①　事務所の内装及び外装の改装工事、給排水整備工事、電気工事、ガス工事、空調設備及び看板等に係る工事 ②　通信設備やその設置に係る工事 ※ただし事務用品及び什器等の

		等に関する法律に定める営業を行う者でないこと ⑨ 宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと	備品購入費又は物体本体の工事に関係しない駐車場等の整備に係る工事は除く ③ 補助対象経費の２分の１以内とし、100 万円を限度とする

47207

沖縄県

石垣市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　　1,000 ①観光地形成促進地域 ②情報通信産業振興地域 (機械及び装置並びに器具及び備品については、取得価格の合計が 100 万を超えるもの。) ③産業イノベーション促進地域		課税免除	固定資産税	5年間

47208
沖縄県
浦添市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新増設　1,000 ①観光地形成促進地域 ②産業イノベーション促進地域 ③情報通信産業振興地域 ④国際物流拠点産業集積地域 （②産業イノベーション促進地域及び③情報通信産業振興地域の場合、機械・装置並びに器具・備品は、取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの。） （④国際物流拠点産業集積地域の場合、機械及び装置は、取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの。）	―	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
浦添市産業振興補助金交付規程 ※補助期間は各支援内容により異なります。	H17.2	①市民を新規職員として常時雇用し、かつ、市内で賃借して事業所を新設した事業者 ②結の街の創業支援室等より任期満了・事業拡大に伴い転出した事業者 ③創業支援事業による支援を受けた事業者（創業セミナー等）	①事業所の賃借料 2 分の 1 以内補助（月額10万円以内） ②･③事業所の賃借料 2 分の1以内補助（月額5万円以内）
		空き店舗を賃借して、市内に事業所を新設する事業者	店舗の改装費2分の1以内補助（20~~30~~万円以内）
		事業所を新設し、市民を新規職員として常時雇用する事業者	新規職員の雇用に係る経費（雇用した新規職員の数が 1 人につき 2 万円を乗じて得た額とし、一事業所につき、480,000 円以内とする。）

参照 URL　産業振興課

47209
沖縄県
名護市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
経済金融活性化特別地区内において、県知事による認定を受けた措置実施計画に従って、下記の対象産業用設備を新・増設した青色申告法人 1 減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円を超えるもの 2 機械装置、特定の器具備品の取得価額の合計額が 50 万円を超えるもの	―	課税免除	固定資産税	5年間
情報通信産業振興地域内において、県知事による認定及び主務大臣の確認を受けた措置実施計画に従って、下記の対象産業用設備を新・増設した青色申告法人 1 減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの 2 機械装置、特定の器具備品の取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの	―	課税免除	固定資産税	5年間

参照 URL：経済金融活性化特別地区　https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2021052700036/
情報通信産業振興地域　https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2021070100030/

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
名護市中小企業・小規模企業振興基本条例	平成 25 年 12 月	市内の地域資源を活用した商品開発や販路開拓を行う市内事業者	補助対象経費の 2/3(40 万円以内)
		市内の新規創業間もない(申請時に3年以内)事業者	雇用者1人につき 15 万円以内(1 社につき対象となる雇用者2名まで)

		若年者(45 歳未満)を厚労省の事業において前年1月1日以降にトライアル雇用後6ヶ月以上の常用雇用をした市内事業者	対象労働者1人につき 15 万円以内(1社につき対象となる雇用者 1 名まで)
		店舗改装工事を行う新規に創業する者及び既存で営業している市内事業者	補助対象経費の 1/2(新規創業者 75 万円以内、既存事業者 50 万円以内)
		県内外で開催される物産展など販促イベント等へ出展する市内事業者	補助対象経費の 2/3(10 万円以内)

参照 URL　https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2024041800014/

47210
沖縄県
糸満市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
国際物流拠点産業集積地域の区域内における新設 1,000（機械装置、建物等） 100(機械装置) 1,000(建物及びその附属設備)	―	課税免除	法人税等 法人事業税 固定資産税 不動産取得税	継続して課税される税は最大5年間
観光地形成促進地域の区域内における新増設 県知事の認定及び主務大臣の確認が必要。 1,000(対象施設の用に供する機械・装置、家屋、構築物)	―	課税免除	法人税 事業税 不動産取得税 固定資産税	継続して課税される税は最大5年間
情報通信産業振興地域の区域内における新増設 県知事の認定及び主務大臣の確認が必要。 1,000(事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産) 100 （機械及び装置並びに器具及び備品）	―	課税免除	法人税 事業税 不動産取得税 固定資産税	継続して課税される税は最大5年間
産業イノベーション促進地域の区域内における新増設 県知事の認定及び主務大臣の確認が必要。 1,000(製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備) 100 （機械及び装置並びに器具及び備品）	―	課税免除	法人税 事業税 不動産取得税 固定資産税	継続して課税される税は最大5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容

糸満市ホテル等立地促進に関する条例	R2.3	①対象者 糸満市内にホテル等を新設し、かつ事業を開始したホテル等事業者（糸満市長の認定を受ける必要あり）。 ②認定要件 ⑴新設するホテル等の客室総数が 200 室以上 ⑵新設するホテル等が、糸満市固定資産税の課税免除に関する条例による固定資産税の課税免除を受けていないこと。	⑴補助金額 ホテル等に係る固定資産税（土地家屋、償却資産）の 1/4 相当額 （1年度につき上限 3,000 万円） ⑵交付期間 ホテル等（家屋）の最初の固定資産税の納税義務が生じた年度から5年間交付。

47211

沖縄県

沖縄市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　1,000 ①観光地形成促進地域 ②産業イノベーション促進地域 ③情報通信産業振興地域 ④国際物流拠点産業集積地域 ※1　対象となる業種・事業、資産、要件は地域制度により異なる。 ※2　優遇措置を受けるにあたっては取得前に、措置実施計画を作成し、沖縄県知事の認定等及び主務大臣の確認を受ける必要があります。	―	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
沖縄市企業立地促進条例	S63.4	以下全てに該当し青色申告を行う事業者(法人・個人) (1)市内における操業開始の日から3年以内の者。 (2)期限の定めのない雇用契約を結んだ市内在住者を新たに雇用した者。 (3)当該市内在住者を社会保険に加入させている者。 (4)当該市内在住者を180日以上継続して雇用している者。 (5)市税の滞納がない者。 (6)情報通信産業、情報通信技術利用事業、製造業等もしくは産業高度化・事業革新促進事業を行う者。または、観光地形成促進地域対象施設もしくは国際物流拠点産業集積地域で事業を行う者。	○雇用奨励金 従業員1人につき1回限り10万円 ※1　1事業者につき上限1000万円 ※2　予算の範囲内において交付 ※3　申請期限は市内における操業開始の日から3年以内。

47212

沖縄県

豊見城市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新増設　1,000 ①観光地形成促進地域 ②産業イノベーション促進地域 ③情報通信産業振興地域 ④国際物流拠点産業集積地域 （②産業イノベーション促進地域及び③情報通信産業振興地域の場合、機械・装置並びに器具・備品は、取得価額の合計額が100万円を超えるもの。） （④国際物流拠点産業集積地域の場合、機械及び装置は、取得価額の合計額が100万円を超えるもの。）	―	課税免除	固定資産税	5年間

47214
沖縄県
宮古島市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新増設　1,000 ①観光地形成促進地域 ②情報通信産業振興地域 ③産業イノベーション促進地域 （②情報通信産業振興地域及び③産業イノベーション促進地域の場合、機械・装置並びに器具・備品は、取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの。）	－	課税免除	固定資産税	5年間

47215
沖縄県
南城市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
① 観光地形成促進地域 新増設 1,000 (対象事業の用に供する機械及び装置、家屋、構築物)	―	課税免除	固定資産税	最大5年間 (措置実施計画の実施期間内に限る)
② 情報通信産業振興地域 新増設 1,000 (対象事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産) 100 (機械及び装置、並びに器具及び備品)	―	課税免除	固定資産税	最大5年間 (措置実施計画の実施期間内に限る)
③ 産業イノベーション促進地域 新増設 1,000 (対象事業の用に供する減価償却資産) 100 (機械及び装置並びに器具及び備品)	―	課税免除	固定資産税	最大5年間 (措置実施計画の実施期間内に限る)
④ 産業振興促進区域内における課税免除 対象事業者 ・製造業 ・情報サービス業等 ・農林水産物等販売業 ・旅館業(下宿営業を除く) 取得価額要件 (1) 製造業又は旅館業 500 万円 (資本金の額等が 5,000 万円を	―	課税免除	固定資産税	最大3年間 (令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に新たに取得等をした固定資産に限る)

超え 1 億円以下である法人が行うものにあっては 1,000 万円とし、資本金の額等が 1 億円を超える法人が行うものにあっては 2,000 万円とする。） **(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500 万円**				
⑤ 離島の地域における課税免除 旅館業用の建物及びその附属設備の取得価額が資本金の規模に応じて定められた額以上となるものを新設、改修又は増設した者	―	課税免除	固定資産税	最大5年間
⑥ 促進区域における課税免除 対象事業 (1) 課税特例の確認を受けたもの (2) 上乗せ要件⑦及び要件⑧【A②】を満たし、課税特例の確認を受けたもの ⑦ 労働生産性の伸び率５％以上（※３）かつ投資収益率５％以上 ※３ 地域未来投資促進法第２条第３項に規定する中小企業については、労働生産性の伸び率４％以上 ⑧（A２） 対象事業において創出される付加価値額が 3 億円以上、かつ、事業を実施する企業の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が 50 億円以上（令和５年度４月１日以降の承認事業のみ）	―	課税免除	固定資産税	最大３年間 （令和７年３月 31 日までに取得した当該固定資産に限る）

47302
沖縄県
大宜味村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新増設　1,000 （産業高度化・事業革新促進地域の場合、機械及び装置及並びに器具及び備品については、取得価額の合計額が100万円を超えるもの。）		課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
大宜味村企業立地促進条例	令和5年7月5日	賃貸料の助成要件 ①指定地域において貸与した一団の敷地面積が 1,000 平方メートル以上であり、新たな事務所の設置し、事務所の所在を当該指定地に置き、村に法人等に関する申告を行っていること。 ②10 人以上の雇用を行っていること。	・賃貸料（賃貸借契約期間内） 土地 1 平方メートルに年額 ①結の浜　100 円 ⑩　杣山地域 大宜味村林野条例に基づき算出された額で 10 年間貸し付け、10 年経過で改定を行い宅地相当となる貸付範囲については、貸付要領に基づく算定の 10 分の5 ③喜如嘉保育所跡地、塩屋保育所跡地、消防等施設跡地 貸付要領に基づく算定の 10 分の5
		雇用促進奨励金の要件 ①指定企業が新規に雇用した従業員が村内に住所を有し、かつ、1年間継続して当該事業所での労働の実績があり、2年目以降についても雇用が継続されること。	・奨励金の交付 指定企業への交付限度額　1,000 万円

47311

沖縄県

恩納村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新増設　1,000 ①観光地形成促進地域 ②産業イノベーション促進地域 ③情報通信産業振興地域 （②産業イノベーション促進地域及び③情報通信産業振興地域の場合、機械・装置並びに器具・備品は、取得価額の合計額が100万円を超えるもの。） ※優遇措置を受けるにあたって、措置実施計画を作成し県知事の認定を受け、主務大臣が定める基準に適合することの確認を受ける必要あり。	―	課税免除	固定資産税	5年間

47326

沖縄県

北谷町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新増設 観光地形成促進地域対象施設 1000 情報通信産業地域及び産業イノベーション促進地域 1,000 （機械及び装置並びに器具及び備品については、取得価額の合計額が100万円を超えるもの。）	―	課税免除	固定資産税	5年間

47328

沖縄県

中城村

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
観光地形成促進地域 1,000 ※事前に県知事の認定及び主務大臣の確認が必要。	―	課税免除	固定資産税	5年間
情報通信産業振興地域 ①　生産等設備:1,000 ②　機械装置等:100 ※事前に県知事の認定及び主務大臣の確認が必要。	―	課税免除	固定資産税	5年間
産業イノベーション促進地域 ①　生産等設備:1,000 ②　機械装置等:100 ※事前に県知事の認定及び主務大臣の確認が必要。	―	課税免除	固定資産税	5年間

47348
沖縄県
与那原町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設 (①産業高度化・事業革新促進地域の場合、建物・付属設備については、取得価格額の合計が1,000万円を超えるもの。機械・装置並びに器具・備品については、取得価額の合計額が100万円を超えるもの。) ※以下は、追加 (②観光振興地域の場合、特定民間施設、またその用に供する土地(土地の取得についてはその取得の日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合)の合計額が1,000万円をこえるもの。) (③情報通信産業振興地域の場合、建物・付属設備については、取得価格額の合計が1,000万円を超えるもの。機械・装置並びに器具・備品については、取得価額の合計額が100万円を超えるもの。)	―	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
与那原町企業立地助成金交付要綱	H18.3	①500 ㎡以上の土地を取得し、2年以内に操業を開始していること ②固定資産税を納期限までに完納していること	用地取得助成金 ○固定資産税額に 7/100 を乗じた額 ○最初に交付された年度から3年限り ○1事業所等あたりの限度額 2,000 万円
		①建築面積 500 ㎡以上の事業所等を設置したものであること ②固定資産税を納期限までに完	施設設置助成金 ○固定資産税額に 7/100 を乗じた額 ○最初に交付された年度から3年限り

		納していること	○1事業所等あたりの限度額 2,000 万円
		①常時使用する町内居住者を新規に雇用するもの	雇用奨励助成金 ○従業員1人につき1回限り5万円 ○1事業所等あたりの限度額 100 万円

47350

沖縄県

南風原町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設　1,000 ①観光地形成促進地域 ②情報通信産業振興地域 ③産業イノベーション促進地域 (②情報通信産業振興地域及び③産業イノベーション促進地域の場合、機械・装置並びに器具・備品は、取得価額の合計額が100万円を超えるもの。)	―	課税免除	固定資産税	5年間

47362

沖縄県

八重瀬町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新増設　　1，000 ①観光地形成促進地域 ②情報通信産業振興地域 ③産業イノベーション促進地域 ④国際物流拠点産業集積地域 （②情報通信産業振興地域及び③産業イノベーション促進地域の場合、機械・装置並びに器具・備品については、取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの。） （④国際物流拠点産業集積地域の場合、機械及び装置は、取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの。）	―	課税免除	固定資産税	5年間